

総合事業について

1 総合事業の対象者およびサービス利用者数について

(1) 要支援認定者・事業対象者数

	要支援 1	要支援 2	事業対象者	合計
平成 31 年 3 月現在	376 人	375 人	133 人	884 人
平成 30 年 3 月現在	315 人	299 人	174 人	788 人
平成 29 年 3 月現在 (総合事業開始前)	496 人	341 人		837 人

(2) 総合事業サービス利用者数 ※両方の利用者を含む

サービス類型			平成 30 年 4 月実績		平成 31 年 4 月実績	
訪問型	従来型	介護予防訪問型サービス	45 人 (37.5%)	120 人	48 人 (39.0%)	123 人
	緩和型	生活援助サービス	75 人 (62.5%)		75 人 (61.0%)	
通所型	従来型	介護予防通所型サービス	39 人 (14.0%)	278 人	29 人 (9.9%)	294 人
	緩和型	リハビリデイ	164 人 (68.6%)		199 人 (67.7%)	
		ゆったりデイ	75 人 (31.4%)		66 人 (22.4%)	

2 事業者指定の状況について（平成 31 年 4 月 1 日現在）

類型		事業名	内容	指定事業所
訪問型	従来型	介護予防訪問型サービス (旧介護予防訪問介護相当)	身体介護、生活援助を提供	10 事業所
	緩和型	生活援助サービス (訪問型サービス A)	生活支援サポーター等による生活援助を提供	2 事業所
通所型	従来型	介護予防通所型サービス (旧介護予防通所介護相当)	入浴・排せつ・食事、その他の日常生活上の支援および機能訓練を提供	21 事業所
	緩和型	リハビリデイ (通所型サービス A)	機能訓練指導員による運動器機能訓練を含むサービスを提供	6 事業所
		ゆったりデイ (通所型サービス A)	体操やレクリエーション等のサービスを提供	4 事業所

3 現在の単価設定（平成 31 年 4 月 1 日現在）

サービス類型			週 1 回 (原則、要支援 1・事業対象者の方が対象)	週 2 回 (原則、要支援 2の方が対象)
訪問型	従来型	介護予防訪問型サービス	週 1 回 266 単位／回	週 2 回 270 単位／回
	緩和型	生活援助サービス	週 1 回 250 単位／回	週 2 回 250 単位／回
通所型	従来型	介護予防通所型サービス	週 1 回 378 単位／回	週 2 回 389 単位／回
	緩和型	リハビリデイ（半日型）	週 1 回 323 単位／回	週 2 回 332 単位／回
		リハビリデイ（一日型）	週 1 回 340 単位／回	週 2 回 350 単位／回
		ゆったりデイ	週 1 回 283 単位／回	週 2 回 291 単位／回

4 総合事業サービスの単価見直しの考え方

(1) 見直し概要

- ア 消費税率の引き上げに伴う本市の総合事業サービス（訪問型サービスおよび通所型サービス）に係る単価の見直し
- イ 介護人材の処遇改善のための「介護職員等特定処遇改善加算（以下「処遇改善加算」という。）」を創設（従来型サービスのみ）

(2) 単価の見直し時期

令和元年 10 月 1 日

(3) 見直し内容

ア 従来型サービス

介護給付と同様に、消費増税分についての単価を上乗せ

イ 緩和型サービス

従来型サービスを基本に、市が設定する単価割合により単価を設定

《市が設定する単価割合》

訪問型	生活援助サービス	従来型の 93%
通所型	リハビリデイ	従来型の 90%
	ゆったりデイ	従来型の 75%

ウ「処遇改善加算」の創設

介護給付における「処遇改善加算」の創設に合わせて、「処遇改善加算」を創設。
（従来型サービスのみ）

(4) 今後のスケジュール

	市議会	介護保険運営協議会	備考
令和元年 6 月	総合事業の現状および 単価見直しの考え方を説明		
7 月			
8 月		単価見直し案について説明	事業者説明会
9 月	単価見直し案について説明		要綱改正
10 月			10 月 1 日単価見直し